

自転車を活用したまちづくりに資する行事の共催 及び後援の承認に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市自転車を活用したまちづくり条例（平成29年千葉市条例第8号。以下「条例」という。）第22条に規定する、支援として実施する行事の共催及び後援（以下「共催・後援」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 共催とは、本市が行事の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援とは、本市が行事の主旨に賛同し、開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

(承認基準)

第3条 共催・後援の承認基準は、次のとおりとする。

ただし、共催の承認については、自転車政策課所管事業に限る。

- (1) 共催・後援の対象となる者は、自転車を活用したまちづくり連絡協議会の会員その他の自転車に関する施策を行う者とする。
- (2) 承認することができる行事は、市内で実施する自転車に関連する行事で、利用促進」又は「安全利用」の周知啓発に寄与すると認められるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。
 - ア 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる行事であるとき
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の活動と認められる行事であるとき
 - ウ 公共性がなく、営利のみを目的とするとき
 - エ 関係法令に抵触しているとき
 - オ その他本項に定める各施策の推進等に反するものであるとき

(申請手続き)

第4条 共催・後援を受けようとする者は、共催（後援）承認申請書（様式第1号）により、行事を開催しようとする日の14日前までに市長に申請するものとする。

(承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、第3条に規定する基準に基づ

いて審査し、承認するときは、共催（後援）承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは共催（後援）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更）

第6条 共催・後援の承認を受けた者は、事業計画に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じた場合、速やかに共催（後援）変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認）

第7条 市長は、前条の共催（後援）変更承認申請書を受理したときは、第3条に規定する基準に基づいて審査し、承認するときは、共催（後援）変更承認通知書（様式第5号）により、承認しないときは共催（後援）変更不承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（承認の条件）

第8条 第5条及び前条に規定する承認にあたっては、行事の実施状況の把握等に必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 共催・後援の承認を受けた者は、当該共催・後援に係る行事が終了した日から14日以内に共催（後援）行事实績報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

（取消し）

第10条 市長は、第5条及び第7条の規定により承認した場合において、共催・後援の承認を受けた者が、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、当該承認を取り消すことができる。

- ア 虚偽の申請をしたとき
- イ 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施したとき
- ウ 法令又は決定に付した条件に違反したとき
- エ その他市長が共催・後援することが不相当と認めるに至ったとき

（取消し通知）

第11条 市長は、前条の規定により承認を取り消したときは、共催（後援）承認取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（適用除外）

第12条 国又は他の地方公共団体が主催する事業の共催・後援をする場合においては、第4条から第11条までの規定は適用しない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、共催・後援に関し必要な事項は、道路部長が定める。

附 則

1 施行期日

この取扱基準は、平成31年4月1日から施行する。